

令和6年度 第3回 江戸川区地域自立支援協議会 次 第

令和7年2月5日(水) 午後1時30分～3時30分
グリーンパレス 千歳・芙蓉

1 開 会

2 議 事

(1) 地域生活支援拠点等部会について

(2) 災害時自立支援部会について

(3) その他

3 閉 会

【配付資料一覧】

・令和6年度第3回江戸川区地域自立支援協議会 次第

・資料1 地域生活支援拠点等部会の活動状況

・資料2 「地域生活支援拠点等」整備状況等について

・資料3 <参考> 地域生活支援拠点等とは

・資料4 災害時自立支援部会の活動状況

地域生活支援拠点等部会の活動状況

回	開 催 日 ・ 内 容
第 1 回	8 月 26 日 (月) 午前 9 時 30 分 ~ 11 時 30 分 会場 : グリーンパレス 集会室 401 地域生活支援拠点等の構築について ○ エリアごとに開設 ○ 熟年相談室との連携 ○ 地域生活支援拠点等の機能 (相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり) ○ 分科会での機能整理 (拠点整備までの課題整理等) ○ 関係者との意見交換会の開催について ○ 部会員の意見交換
第 2 回	9 月 9 日 (月) 午後 3 時 ~ 5 時 会場 : グリーンパレス集会室 405 地域生活支援拠点等の整備について ○ 地域生活支援拠点等の展開イメージ図 ○ 熟年相談室 参考となるポイント ○ 拠点協力事業所登録について ○ スケジュール (案) ○ 地域別ワーク ○ 関係者意見交換 & ワークショップの開催について
第 3 回	10 月 15 日 (火) 午後 2 時 ~ 4 時 30 分 会場 : グリーンパレス 孔雀 ・ 障害福祉サービス事業所関係者意見交換 & ワークショップ ○ 地域生活支援拠点等の概要と部会で話し合ったこと (個人ワーク・グループワーク) ○ 事例を踏まえて、法人や事業所にできること ○ 事例を踏まえて、地域課題や社会資源を考える ○ 機能するためのチーム作りの考え方の共有
第 4 回	11 月 1 日 (金) 午後 2 時 ~ 4 時 会場 : グリーンパレス集会室 403 地域生活支援拠点等の整備について ○ ワークショップの振り返り ○ エリアごとに各機能を担う候補事業所の提案 (グループワーク) ○ 今後必要な連携について (熟年相談室、拠点コーディネーター、なごみの家) ○ 地域生活支援拠点等の広報

回	開 催 日 ・ 内 容
第 5 回	12 月 11 日（水）午後 2 時～ 4 時 会場：グリーンパレス羽衣 地域生活支援拠点等の整備について ○ 各機能等の基準(案)について ○ 地域生活支援拠点等の登録までのスケジュール(案) ○ (仮称)熟年障害相談室について ○ 相談から利用までの流れ ○ 実務者会議に向けて
第 6 回	1 月 27 日（月）午後 2 時～ 4 時 会場：グリーンパレス集会室 402 地域生活支援拠点等の整備について ○ 地域生活支援拠点等のスケジュールとモデルエリア(案) ○ 相談から利用までの流れ ○ 各機能等の基準(案)について ○ コンセプト共有チーム(広報チーム・フロー作成ワーキング) ○ 実務者会議参加事業所について
第 7 回	2 月 25 日（火）午後 3 時 30 分～ 5 時 30 分 会場：グリーンパレス 孔雀 ・ 障害福祉サービス事業所実務者会議

（参考）

令和 6 年 7 月 3 日 地域生活支援拠点等の勉強会

【テーマ】地域生活支援拠点等のこれまでとこれから

～ 整備主体である自治体と民間事業所等との官民協働での取組を考える ～

（講師）厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室地域移行支援専門官

障害福祉課障害福祉専門官(精神障害福祉担当) 金川洋輔氏

資料2 2025.2.5

江戸川区地域自立支援協議会

「地域生活支援拠点等」 整備状況等について

地域生活支援拠点等部会

副部会長 吉澤

2025.1.27

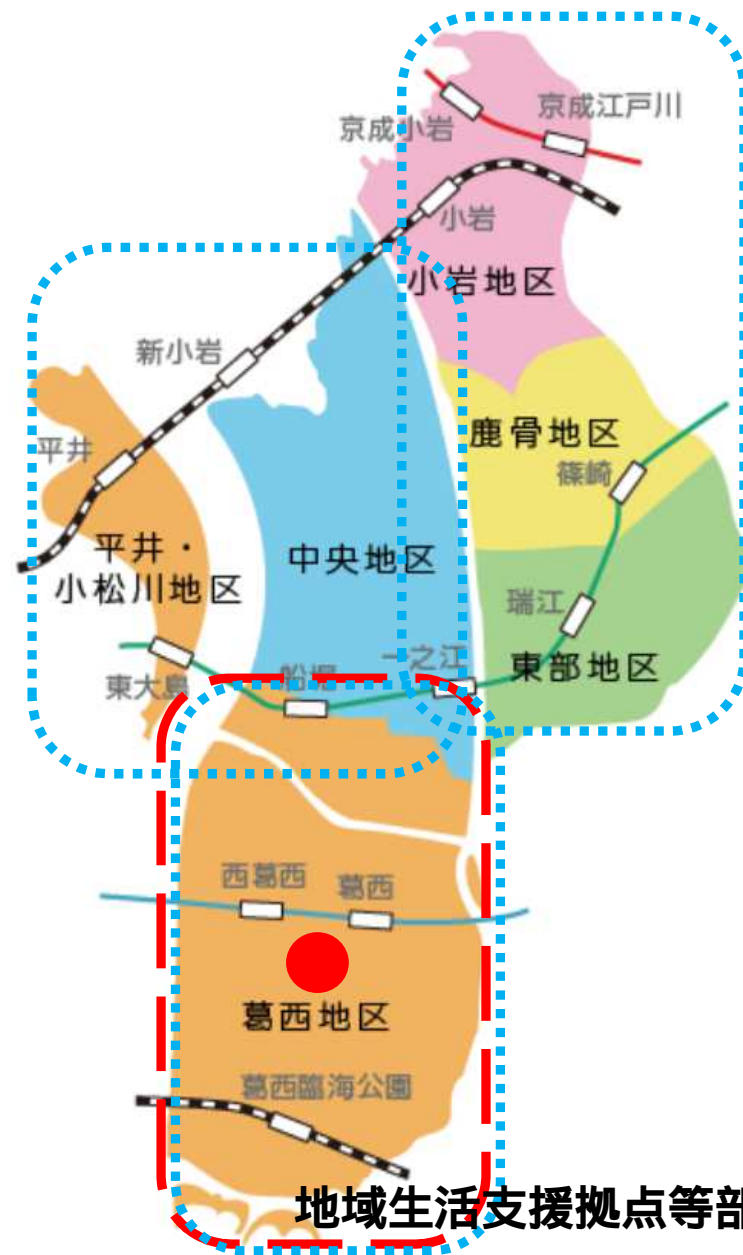
【地域生活支援拠点等 展開スケジュールと地区分け（案）】

地域生活支援拠点等部会資料を改変

	葛西地区（モデルエリア）	東部・鹿骨・小岩地区	中央・小松川地区
令和7年4月	拠点等機能強化事業者説明会 拠点等機能事業所説明会		
令和7年4月	拠点等コーディネーター及び拠点等機能強化事業所申請受付		
令和7年5月	拠点等機能事業者登録受付		
令和7年5月	拠点等コーディネーター及び拠点等機能強化事業所決定		
令和7年7月	拠点等事業を江戸川区全域対象に開始	拠点等実務者会議（拠点等チーム）開始	拠点等実務者会議（拠点等チーム）開始
令和8年1月	拠点等事業実施地区整理	拠点等コーディネーター及び拠点等機能強化事業所申請受付	拠点等コーディネーター及び拠点等機能強化事業所申請受付
令和8年2月		拠点等コーディネーター及び拠点等機能強化事業所決定	拠点等コーディネーター及び拠点等機能強化事業所決定
令和8年 4～7月		拠点等事業開始	拠点等事業開始

拠点等の展開イメージ (2025年度～)

- ・ 1 か所のモデルエリア(葛西エリア)からスタート
- ・ コーディネーター 1 名配置 (●)
- ・ 相談、緊急、体験の機能を担う事業所については全区対象に手挙げ事業所を登録 (基準あり)
- ・ 実務者会議を設け、エリア (当初 3 エリア / 葛西、中央・小松川、東部・鹿骨・小岩) ごとに体制づくり
- ・ 対象者は強度行動障害や8050等ケースを区とコーディネーターにより調査を実施し抽出し名簿化

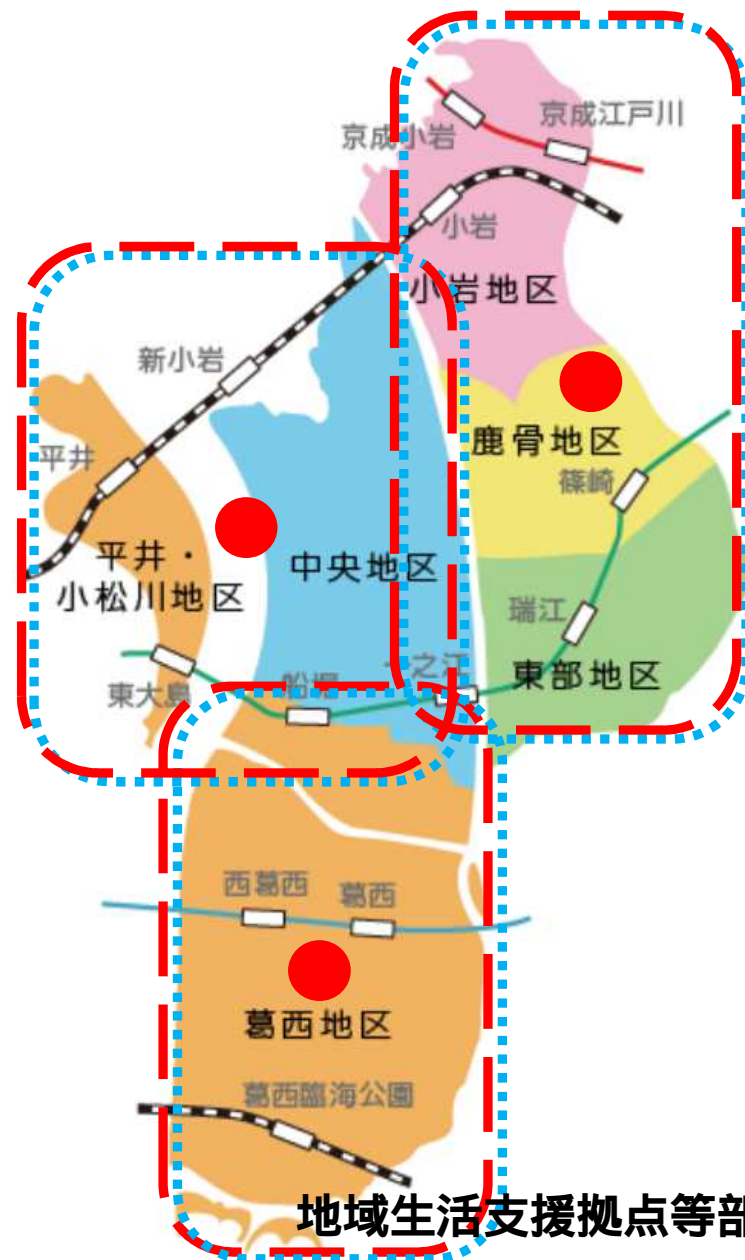


2025.1.27

地域生活支援拠点等部会資料を改変

拠点等の展開イメージ (2026年度～)

- ・ 3 か所のエリアで実施。
- ・ コーディネーター各 1 名配置 (●)
- ・ (引き続き) 相談、緊急、体験の機能を担う事業所については全区対象に手挙げ事業所を登録 (基準あり)
エリアごとの整理を検討
- ・ 実務者会議を継続。エリア (3 エリア / 葛西、中央・小松川、東部・鹿骨・小岩) ごとに体制づくり
- ・ 対象者は引き続き区とコーディネーターにより調査を実施し抽出し名簿化

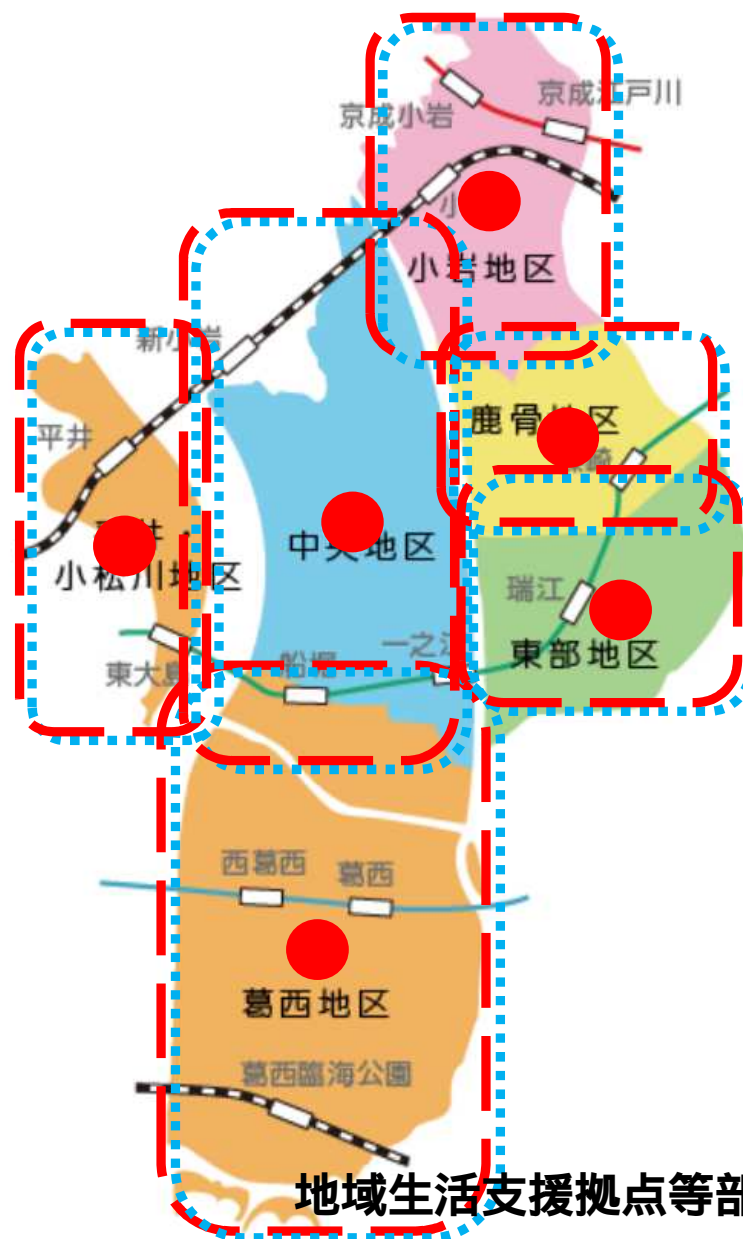


2025.1.27

地域生活支援拠点等部会資料を改変

拠点等の展開イメージ (2030年度まで)

- ・6か所のエリアで実施。
- ・コーディネーター各1～2名配置(●)
対象者数割り等検討
- ・(引き続き)相談、緊急、体験の機能を担う事業所については全区対象に手挙げ事業所を登録(基準あり)
エリアごとの整理を検討
- ・実務者会議を6つのエリアごとに実施。
エリアごとに体制づくり
- ・対象者は引き続き区とコーディネーターにより調査を実施し抽出し名簿化

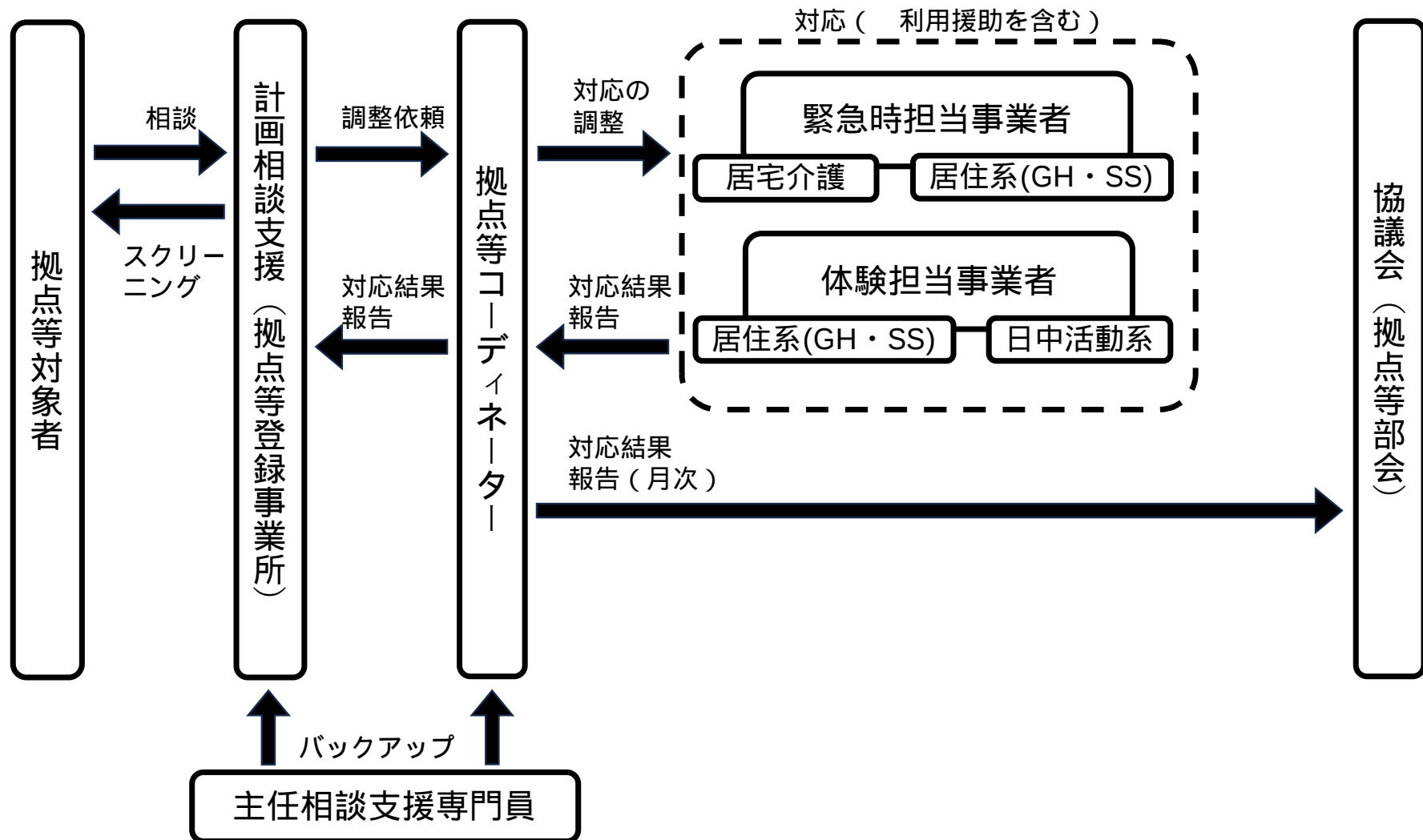


2025.1.27

地域生活支援拠点等部会資料を改変

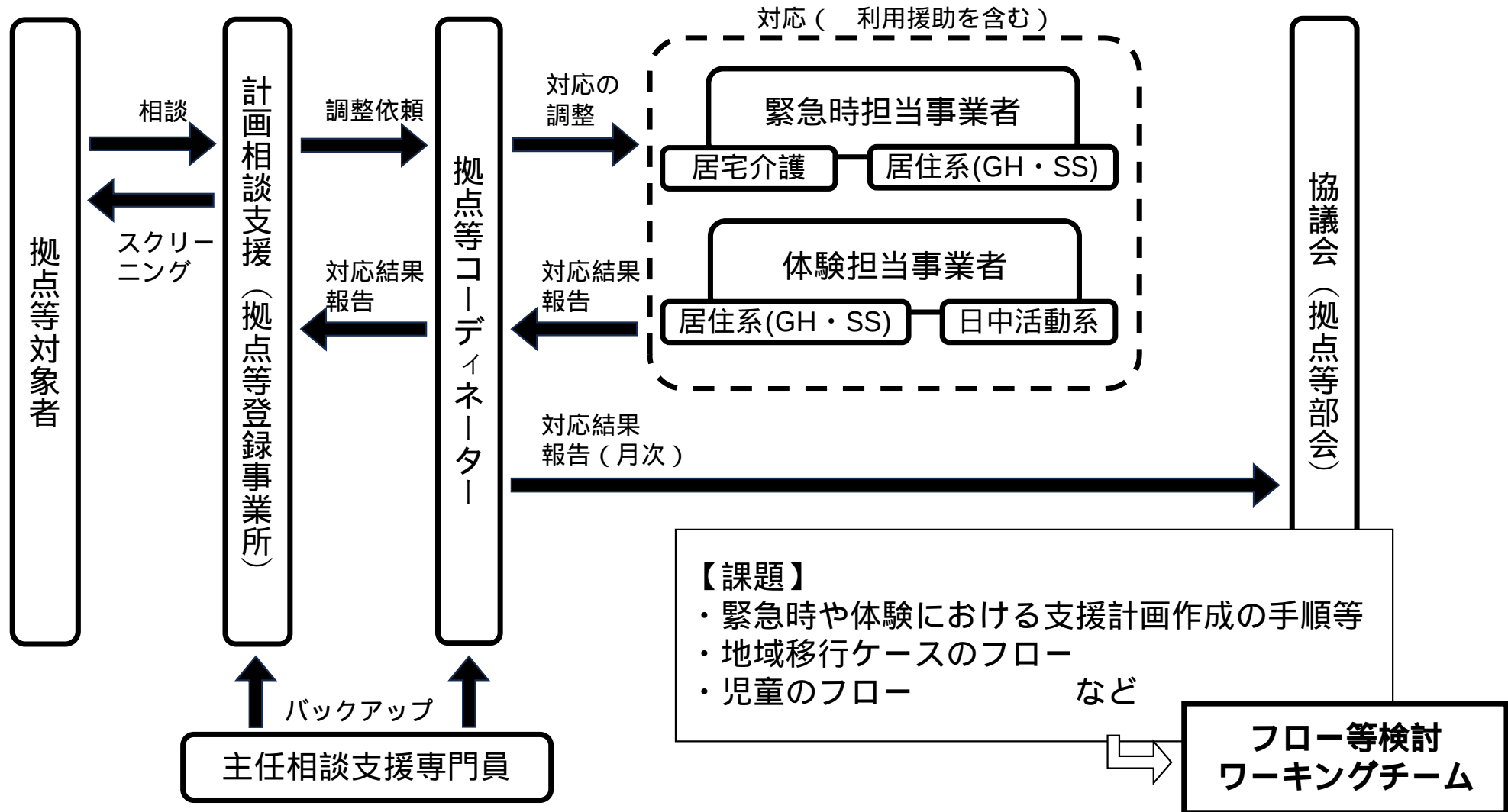
【地域生活支援拠点等 相談から利用までの流れ（案）】

地域生活支援拠点等部会資料



【地域生活支援拠点等 相談から利用までの流れ（案）】

地域生活支援拠点等部会資料に加筆



広報チーム企画アウトライン

2025.1.27
地域生活支援拠点等部会資料

項 目	内 容
①誰に？	地域の事業所・関係者に対して
②何を？	“拠点とは？”について出張型ワークショップ研修会
③なぜ？	拠点づくりに参加してもらうため（持っている力に気づいてもらう）
④どこで？	サービス種別連絡会や拠点エリア会のほか、事業所などで
⑤いつ？	令和7年3月から
⑥どうやって？	出張型ワークショップ研修会
⑦誰が？	広報チーム

今後の検討課題

- 拠点等各機能基準の確定
- フローの完成
- 周知啓発と拠点等参加事業所の拡大
- 対象者の検討
- 経費等の流れ
- 実務者会議の内容等整理 他

< 参考 > 地域生活支援拠点等とは

地域生活支援拠点等

障害児・者の重度化・高齢化や「親亡き後」の課題

地域生活における
安心の確保

地域生活への
移行・継続の支援

相談

緊急時の
受け入れ
対応

体験の
機会・場

専門的
人材の確
保・養成

地域の
体制づくり

地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児・者の生活を
地域全体で支えるサービス提供体制を構築すること

地域生活支援拠点等の機能

拠点機能	内 容
相談	緊急時の支援が見込めない世帯を 事前に把握 した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた 緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談等の支援 を行う。
緊急時の受入れ・対応	短期入所を活用した 常時の緊急受入体制を確保 した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等 必要な対応 を行う。
体験の機会・場の提供	地域移行支援や親元からの自立にあたり、グループホーム等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの 体験の機会・場の提供 を行う。
専門的人材の確保・養成	医療的ケアや強度行動障害、高齢化に伴い重度化した障害者に対し、 専門的な対応を行う体制の確保や人材養成 を行う。
地域の体制づくり	地域の様々なニーズに対応できる サービス提供体制の確保 、社会資源の 連携体制構築 を行う。

令和4年度法改正

1-② 地域の障害者・精神保健に関する課題を抱える者の支援体制の整備

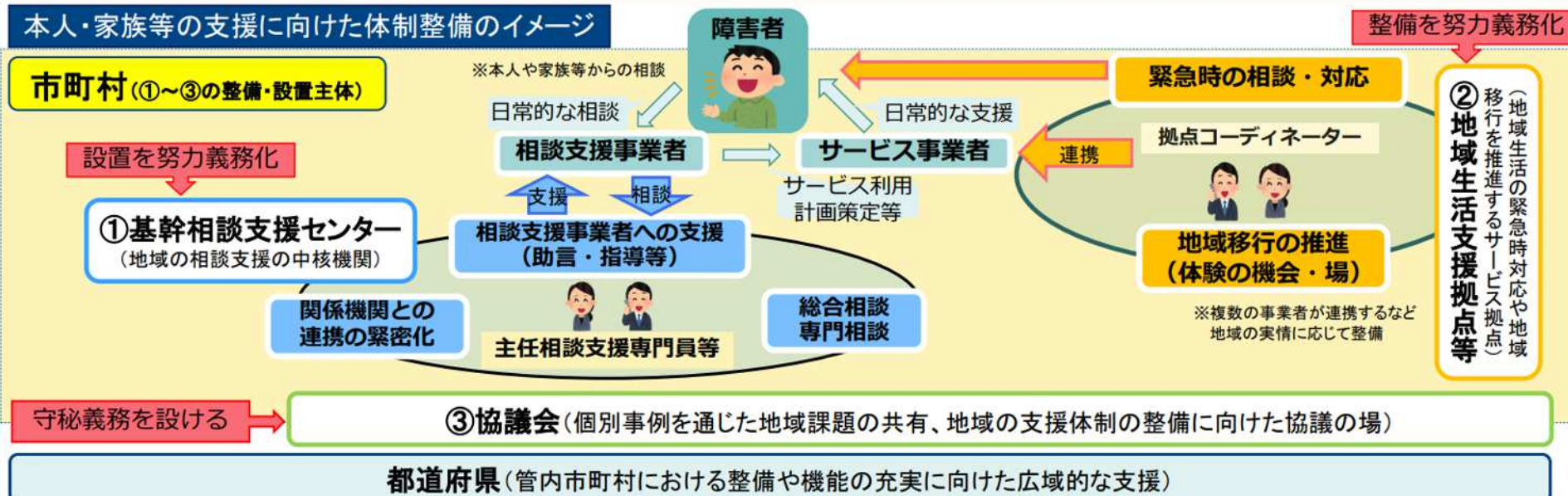
現状・課題

- 基幹相談支援センターは、相談支援に関する業務を総合的にを行うことを目的とする施設として、平成24年から法律で位置づけられたが、設置市町村は半数程度にとどまっている。
- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を平成27年から推進してきたが、約5割の市町村での整備に留まっている。※令和3年4月時点整備状況(全1741市町村) 地域生活支援拠点等:921市町村(53%),基幹相談支援センター:873市町村(50%)
- 市町村では、精神保健に関する課題が、子育て、介護、困窮者支援等、分野を超えて顕在化している状況。また、精神保健に関する課題は、複雑多様化しており、対応に困難を抱えている事例もある。※自殺、ひきこもり、虐待等

見直し内容

- 基幹相談支援センターについて、地域の相談支援の中核的機関としての役割・機能の強化を図るとともに、その設置に関する市町村の努力義務等を設ける。
- 地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務等を設ける。
- 地域の協議会で障害者の個々の事例について情報共有することを障害者総合支援法上明記するとともに、協議会の参加者に対する守秘義務及び関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務を設ける。
- 市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者(※)も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。また、精神保健福祉士の業務として、精神保健に課題を抱える者等に対する精神保健に関する相談援助を追加する。 ※ 具体的には厚生労働省令で定める予定。

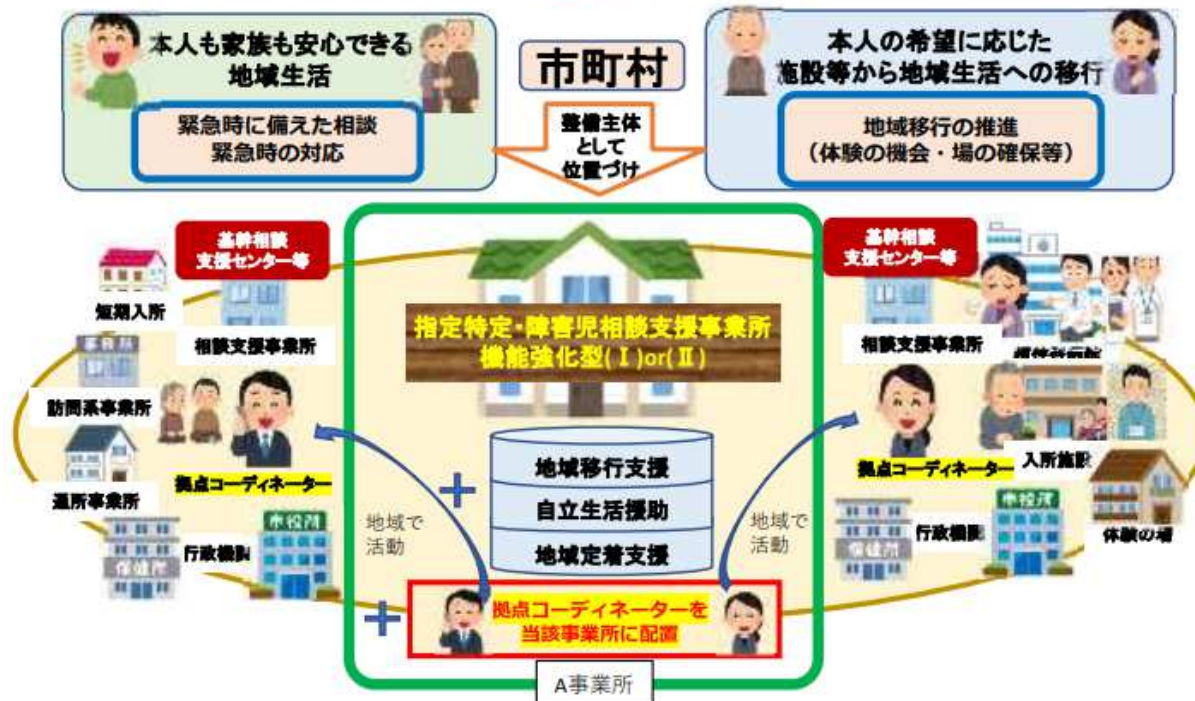
本人・家族等の支援に向けた体制整備のイメージ



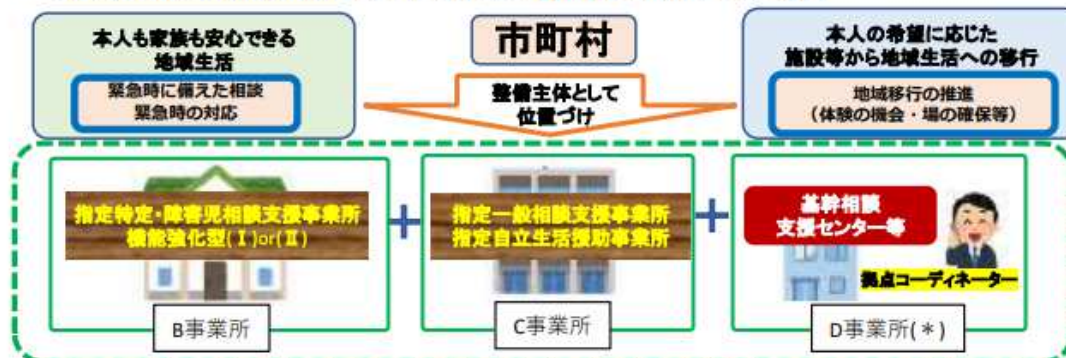
令和6年度報酬改定

拠点コーディネーターの配置によるコーディネート機能の体制整備の評価

- ① 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所が単独で配置する場合



- ② 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所等で共同して配置する場合



【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 500単位/月

- 以下の①又は②のいずれかに該当する相談支援事業所等で提供される計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援において加算する。

① 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを同一の事業所で一体的に提供し、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた相談支援事業者等において、情報連携等を担う拠点コーディネーターを常勤で1以上配置した場合。

② 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた当該事業者又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担う拠点コーディネーターが常勤で1以上配置されている場合。

* 拠点コーディネーターを配置した当該相談支援事業所等は、配置した拠点コーディネーター1人につき、合計100回/月までの算定を可能とする。

【拠点コーディネーターの役割（例）】

- 市町村との連絡体制、基幹相談支援センターや相談支援事業所との連携体制、市町村（自立支援）協議会との連携体制、複数法人で拠点機能を担う場合の連携体制や伝達体制の整理等の、地域における連携体制の構築。
- 緊急時に備えたニーズ把握や相談、地域移行に関するニーズの把握や動機付け支援等。

* 拠点コーディネーターの役割は、地域における連携体制の構築であり、個別給付に係る支援の実施が配置の目的ではないことを当該相談支援事業所等は留意。原則、個別給付に係る業務は行わない。

* 本報酬は法第77条第3項の地域生活支援拠点等の体制整備に係る加算であることから、市町村は、本報酬を理由に、障害者相談支援事業の委託料を減額することがないように留意。

* 拠点コーディネーターは加算対象以外の事業所にも配置可。

災害時自立支援部会の活動状況

回	開 催 日 ・ 内 容
第 1 回	12 月 17 日（火）午後 3 時 30 分～ 5 時 会場：グリーンパレス 集会室 402 一人ひとりの命を守るために ○令和元年台風 19 号のように気候変動、異常気象等で毎年のように災害が起きている。 ○地震は突然来るが、水害は気象予報等である程度予測ができるため、避難の仕方が異なる。 ○気象庁は 5 日先の台風の予想を出す。江戸川区を含めた江東 5 区においては、事象が起こり得る 72 時間前には安全な場所に避難するように周知する。 ○広域避難の際に宿泊施設を利用した場合、1 人 1 泊 3,000 円、3 泊まで最大 9,000 円の宿泊費の補助がある。 避難行動要支援者の個別避難計画の作成 ○避難行動要支援者は災害対策基本法で決められており、江戸川区で該当する 1 万 4600 名の個別避難計画の作成に取り組んでいる。 ○避難行動者が災害時に一緒に同行避難をする方を見つけることが今後の課題となっている。